

ぎふの林業就業者を支援！

令和2年度事業（森林環境譲与税）

# ぎふ林業新規担い手支援事業

## 助成メニュー

安全講習等の受講費用を支援！

### A 安全講習受講に対する支援

助成額：受講経費の1/2以内

助成対象となる講習等については、29種類あります。  
詳しくは、「森のジョブステーションぎふ」ホームページ（<https://m-job.net/menu/new/>）等  
においてご確認ください。



林業に新規参入する事業体を支援！

### B 新規事業体に対する自立支援金の給付

助成額：定額9万円/月（上限6カ月）

助成対象は、起業して5年目以内の林業事業体となります。  
受給は、1事業体あたり1年度限りとなります。  
新規事業体であることの確認（登記事項証明書または認定事業体2社以上の証明）が必要です。



施業地確保等のため、県内で労務連携する事業体を支援！

### C 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

助成額：定額1千円/人日または2千円/人日（補助上限60日/人）

連携する林業事業体の事務所間の距離が50km未満：1千円/人日、50km以上：2千円/人日となります。  
助成対象は、事業融通に関する協定等を締結した事業体であって、①請負側の林業事業体（もしくは下請け林業事業体）に雇用される森林技術者、②発注側の林業事業体の作業エリアで作業する森林技術者、③請負側の事業は私有林の森林整備事業、の全ての条件を満たす必要があります。



申請窓口：森のジョブステーションぎふ  
（公益社団法人岐阜県森林公社 就業者支援課）

# 助成金の申請に係る手続きの流れ

様式は「森のジョブステーションぎふ」ホームページ (<https://m-job.net/menu/new/>) からダウンロードしてください。

## 重要！岐阜県林業労働力調査について

本助成金については、岐阜県が行う「林業労働力調査」への報告実績(前年度分)があることが受給要件となっています。本助成金の活用を希望される場合は、忘れずに県農林事務所まで同調査への報告をしてください。

## 手続きの流れ

### 事業要望の提出

助成金の受給を希望する場合は、予め事業要望書を提出してください。提出時期は4月1日(月)～4月28日(火)となります。メニューのうちCについては10月1日(火)～10月30日(金)に再度提出時期を設定します。予算に余裕のある場合は追加で受付する場合があります。

### 事業の実施

助成金の対象期間は、2020年4月1日(水)～2020年2月15日(月)となります。この期間外の事業実施分は助成金の対象となりませんので、ご注意ください。

### 実績書の提出

実績書の提出時期は以下のとおりです。なお、予算がなくなり次第終了となります。  
第1回：2020年10月1日(火)～10月20日(火)  
第2回：2021年1月4日(月)～1月20日(水)  
第3回：2021年2月16日(火)～3月1日(月)

確認・額の確定・助成金の支払い

## 実績書に添付する書類（下記に加えて口座振込依頼書が必要となります）

### A 安全講習等受講に対する支援

①講習の案内(内容、日程、金額がわかるもの)の写し、②講習を修了したことがわかる書類(修了証等)の写し

### B 新規事業者に対する自立支援金の給付

①会社の設立日がわかる書類(登記事項証明書、認定事業者による証明等)の写し、②助成期間中の事業内容(作業種・事業量)がわかる書類の写し

### C 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

①業務連携協定書の写し、②対象森林技術者の日報の写し

## 助成金の申請先・お問い合わせ先

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2

(公社)岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ 就業者支援課

電話：0575-33-4011 FAX：0575-46-8408

メール：m-job@gifu-shinrin.or.jp ホームページ：<https://m-job.net/menu/new/>